

厚生労働省「国民健康保険実態調査」、「被保護者調査」、
警察庁「刑法犯に関する統計資料」ほか

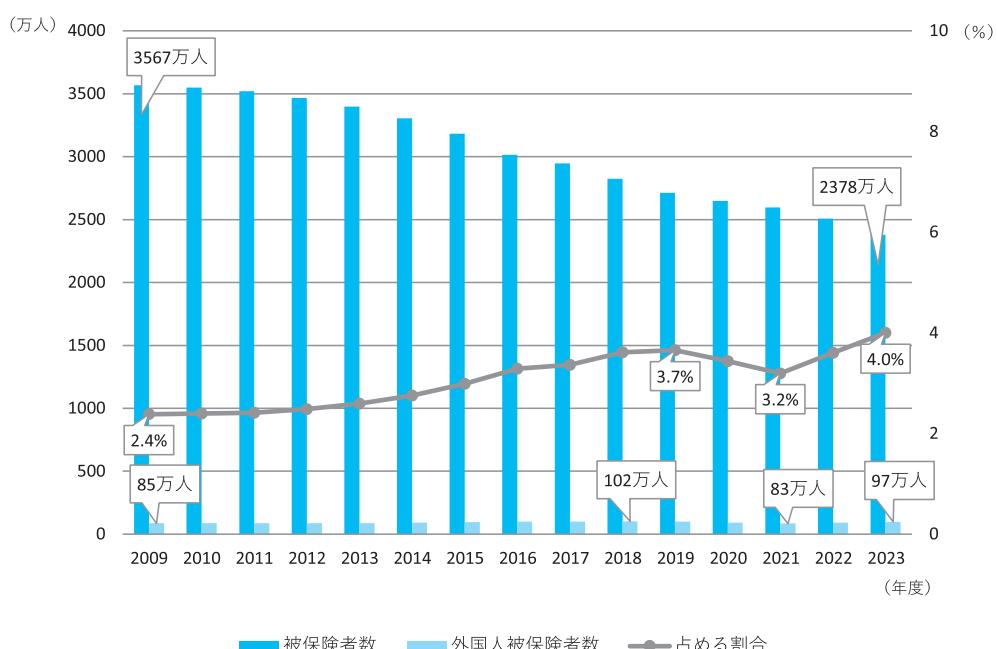
外国人労働者は本当に日本社会を 不安定化させているのか

外国人が日本の医療を過剰に利用している ということはない

2023年度において国民健康保険における外国人被保険者数は約97万人で全被保険者の4.0%である(図表1)。一方、国民健康保険の総医療費に占める外国人被保険者の医療費の割合は1.39%であり、高額療養費の該当件数に占める外国人の割合は1.04%、支給額に占める割合は1.21%である(図表2)。このように、全国的な傾向として、外国人被保険者に対する

日本国内の診療実績が被保険者に占める外国人の割合に比して高いということはない。また、外国人被保険者の年齢構成を見ると、20歳から39歳の被保険者が約51万人と全体の過半数(53.0%)を占めている(図表3)ことから外国人被保険者については医療サービスの需要が相対的に低いと思われ、外国人労働者はむしろ支え手として日本の医療制度に貢献しているといえる。

図表1 国民健康保険における外国人被保険者数の推移



注1. 被保険者数(～2016年度):厚生労働省「国民健康保険事業年報」より(各年度末現在)

被保険者数(2017年度～):厚生労働省「国民健康保険実態調査」より(同年9月末現在)

外国人被保険者数:厚生労働省保険局国民健康保険課調べ(各年度末翌日現在)

注2. 2023年度の数値は速報値

注3. 保険者とは、市町村及び特別区または広域連合

出所:全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務

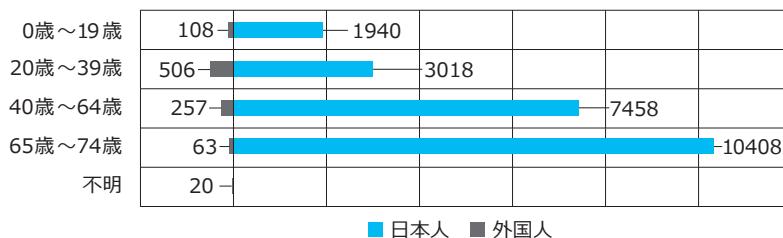
局長会議(2025年3月13日)提出資料「保険局国民健康保険課説明資料」236頁を基に作成。

図表2 国民健康保険における国内診療実績

項目	【R5.3～R6.2診療分(全体)】			【うち、80万円超分】		
	医科・DPC・調剤レセプトの合計		うち、外国人	医科・DPC・調剤レセプトの合計		うち、外国人
	実績	割合		実績	割合	
レセプト件数	36,005万件	6,233,726件	1.73%	件数	1,682,997件	19,575件
総医療費	89,268億円	1,240億円	1.39%	総医療費	24,342億円	299億円
高額療養費該当件数	9,365,972件	97,302件	1.04%			
高額療養費支給額	9,803億円	118億円	1.21%			

出所:全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(2025年3月13日)提出
資料「保険局国民健康保険課説明資料」237頁

図表3 国民健康保険における年齢階層別被保険者数(日本人・外国人)(千人)



注1. 日本人被保険者数:厚生労働省「国民健康保険実態調査」(2023年9月末現在)(速報値)

外国人被保険者数:厚生労働省保険局国民健康保険課調べ(2024年4月1日現在)(速報値)

注2. 保険者とは、市町村及び特別区または広域連合

出所:全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議(2025年3月13日)提出資料「保険局国民健康保険課説明資料」236頁

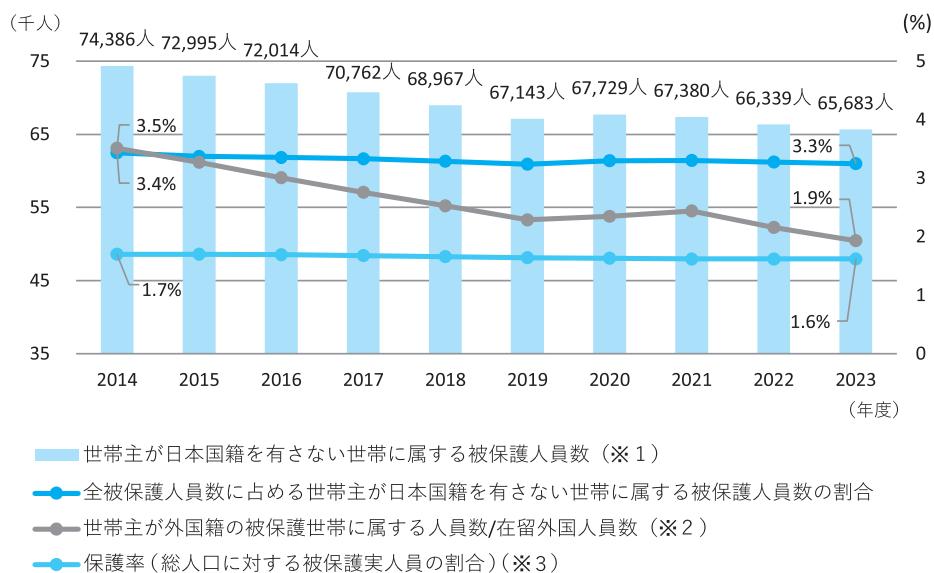
外国人の生活保護受給者数が増加している ということはない

世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数は減少傾向にある。2014年度に約7万4千人だったものが2023年度には約6万6千人にまで減少しており、実数として外国人の生活保護受給者数が増加しているという事実はない。また、この間、全被保護人員数に占める世帯主が日本国籍を有しない世帯に属する被保護人員数の割合は3%台前半で安定的に推移している。さらに、在留外国人員数に占める世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数の割合は2014年度に3.5%だったものが2023年度には1.9%にまで減少しており、全国的な傾向としては、在留外国人のなかで生活保護を受給する割合は増え

るどころか減少していることが分かる(図表4)。なお、生活保護制度は、原則として日本国民のみが対象となっており(生活保護法第1条)、外国人については、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人についてのみ、人道上の観点から生活保護法に準じた保護が行われている(昭和29年厚生省社会局長通知)。したがって、前述の在留外国人総数には生活保護の支給対象とならない在留外国人も含まれている。

また、2023年度における世帯主が日本国籍を有さない被保護世帯の世帯主の国籍を見るとその6割超が「韓国または朝鮮」となっており(図表5)、その大多数は終戦前に渡日し、定住化した人々及びその子孫である在日韓国・朝鮮人の高齢者であると思われる。

図表4 世帯主が日本国籍を有さない世帯に属する被保護人員数等の推移



※1 外国人の配偶者や子としての日本人が含まれる場合があるがその人数は把握していないことに留意。

※2 在留外国人員数は生活保護の支給対象となる在留資格(永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等)を有する者以外の者も含む在留外国人総数(中長期在留者及び特別永住者)(法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」の定義による。)。

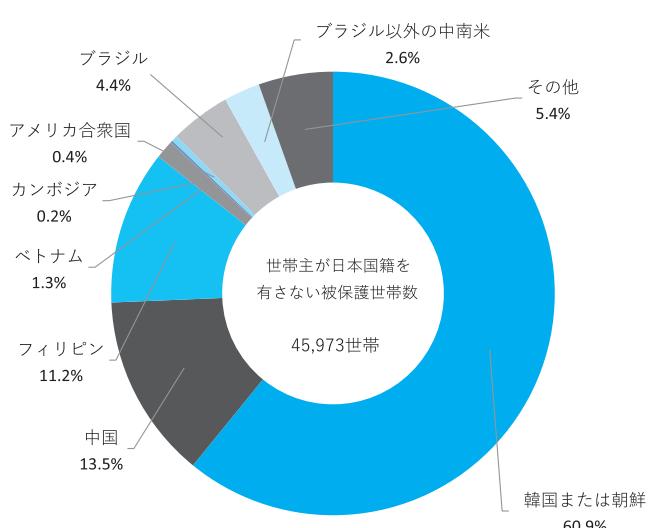
※3 総人口は、総務省「国勢調査」もしくは総務省「人口推計(各年10月1日現在)」の総人口。

出所:厚生労働省「被保護者調査 月次調査」(各年度の月平均)、法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

(厚生労働省ホームページ「生活保護における外国人の取扱いについて」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001547739.pdf>)を基に作成。)

図表5 世帯主の国籍別にみた世帯主が日本国籍を有さない被保護世帯数の構成割合



出所:厚生労働省「令和5年度 被保護者調査 年次調査(確定値) 結果の概要」7頁を基に作成。

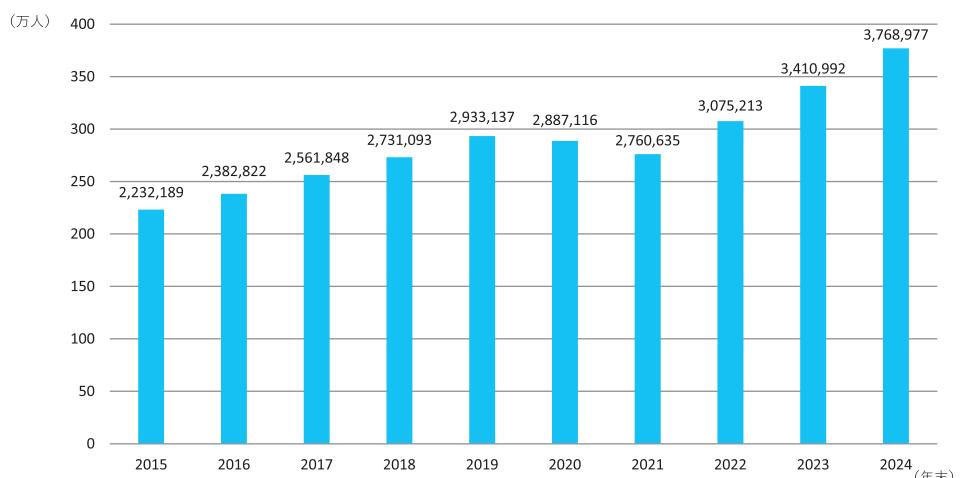
在留外国人の増加により外国人による犯罪が急増しているということはない

在留外国人の人数は2024年末において3,768,977人と2015年末の約1.7倍に増加した(図表6)。しかしながら、外国人による刑法犯の検挙人員数は、2022年まで減少傾向にあり、2023年から増加に転じたものの、2024年の検挙人員数は2015年より少ない10,464人となっている。また、刑法犯検挙人員総数に占める外国人の比率も近年緩やかな増加傾向にはあるものの、2024年においても依然として5.5%と低い水準である(図表7)。なお、日本の住民数¹に占める総在留外国人の人数²は3.8%となることから、刑法犯検挙人員総数に占める外国人比率の方が住民に占める外国人の割合よりもやや高い結果となっている。しかし、この結果については、在留外国人の年齢構成は、日本人と比して、犯罪発生率の高い若年層の割合が高いことや、外国人による刑法犯検挙人員には不法滞在者を含め在留資格が不明な者が含まれる一方で、今回の試算に当たって用いた総在留外国人数にはこれ

らの者が含まれていないことから、仮にこれらの者を含めて日本に滞在する外国人の割合を試算した場合には当該割合は住民に占める外国人の割合(上述の3.8%)よりも高くなり³、検挙人員に占める外国人の比率との差が縮まることなどから、これらの数値の単純比較は検挙人員に占める外国人の割合を過大に見せる効果があることに留意が必要である。

次に、日本人と在留外国人による刑法犯検挙率の違いを試算したところ、日本人は0.15%、在留外国人は0.22%と在留外国人による刑法犯検挙率の方が日本人と比べてやや高い結果(図表8)となった。しかしながら、その差は極めて小さいことに加え、この数値についても、上述の通り、在留外国人の年齢構成が日本人と異なることや、今回の試算に当たって用いた総在留外国人数には不法滞在者を含め在留資格が不明なものが含まれないために実際の在留外国人による刑法犯検挙率は本試算結果よりもさらに低くなる⁴ことなどから、単純比較することは困難であることに留意が必要である。

図表6 在留外国人数の推移



注1. 在留外国人とは、中長期在留者及び特別永住者をいう。

注2. 中長期在留者とは、出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人で、

具体的には次の①から⑥までのいずれにもあてはまらない者をいう。

①「3月」以下の在留期間が決定された者

②「短期滞在」の在留資格が決定された者

③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者

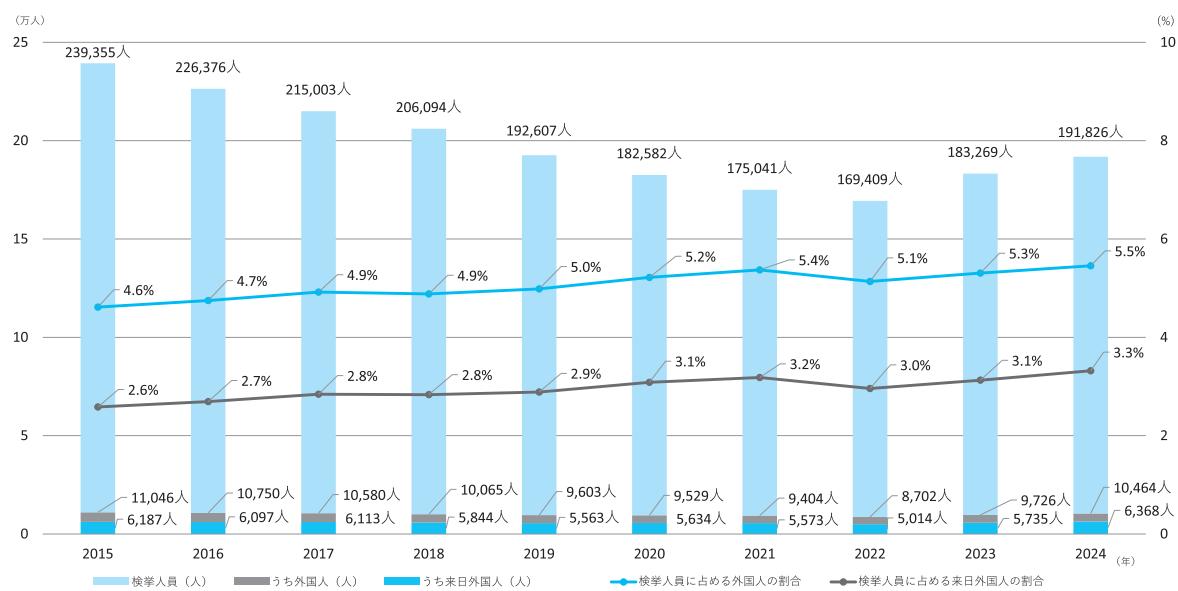
④①から③までに準じるものとして法務省令で定める者(「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族)

⑤特別永住者

⑥在留資格を有しない者

出所:法務省「令和6年末現在における在留外国人数について」第1表を基に作成。

図表7 外国人の刑法犯の検挙人員及び検挙人員総数に占める割合の推移



注1. 検挙人員とは、警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

注2. 外国人とは、日本国籍を持たない者並びに無国籍及び国籍不明の者をいう。なお、「来日外国人」とは、いわゆる定着居住者(永住権を有する者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の外国人をいう。

出所:警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」図表3-3-1を基に作成。

図表8 刑法犯検挙率の試算結果

	人数(人)	刑法犯検挙人員(人)	刑法犯検挙率(%)
日本人	120,653,227	181,362	0.15
外国人	4,709,955	10,464	0.22

※1 日本人の人数は住民基本台帳に基づく人口(住民票に記載されている者の数)(2025年1月1日現在)。

※2 外国人の人数は法務省「在留外国人統計」における総在留外国人数(2024年末時点)。総在留外国人とは、在留外国人(図表6注1参照。)及び出入国管理及び難民認定法上の在留資格を持って我が国に在留する外国人のうち、次の①から④のいずれかにあてはまる者をいう。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める者(「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族)

刑法犯検挙人員には、短期滞在者や不法滞在者等も含まれるため、総在留外国人数を在留外国人の人数として試算した。なお、総在留外国人数に不法滞在者数は含まれないことに留意が必要。

※3 刑法犯検挙人員は警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」図表3-3-1の2024年の数値。

出所:総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント」(2025年1月1日現在)、法務省「在留外国人統計」、警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」を基に作成。

正確なデータに基づいた冷静な議論 を行わなければいけない

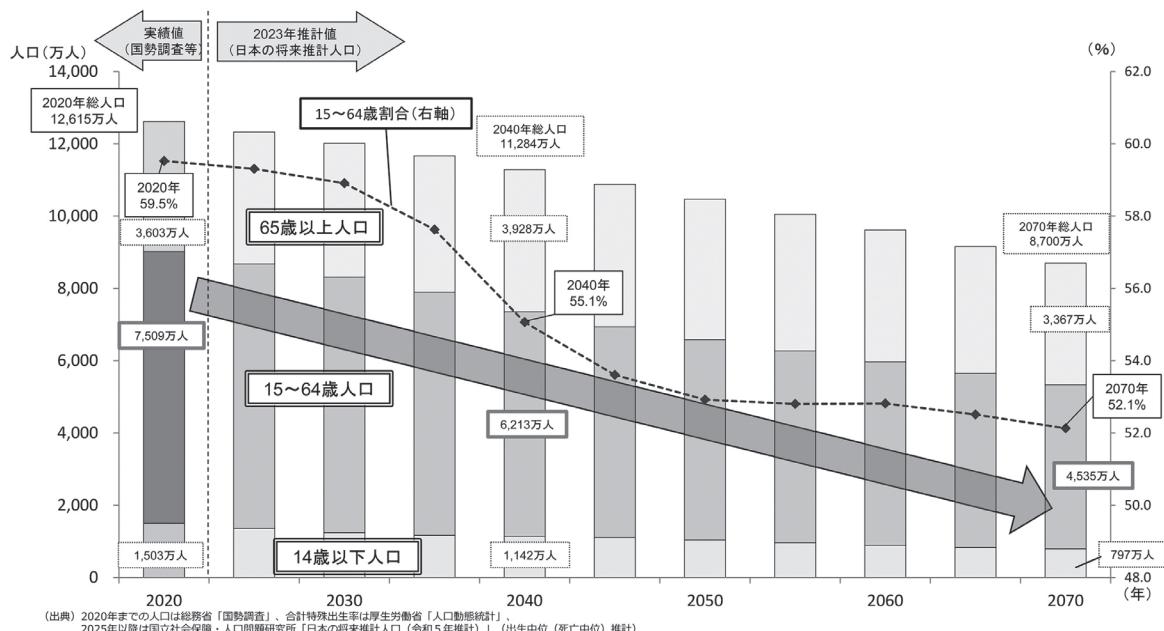
SNS等ではあたかも外国人労働者が日本の社会制度を悪用するために来日しているとか、外国人による犯罪が増加しているといった排外主義的な言説が流布している。また、2025年11月に行われた参議院内閣委員会の質疑では、警察庁刑事局長が「外国人については、滞在の期間や目的が様々であるほか、年齢構成も異なるので外国人と日本人の検挙率を正確に比較する統計数字を特定することは困難である」との留保をつけつつ、質問者の要請に応じて短期滞在を除く外国人を分母として外国人の入管法違反を除く検挙率を算出し、「日本人を1とすると外国人は1.72」である旨答弁した⁵。上述の通り、検挙人員には短期滞在者や不法滞在者等も含まれることから、今回のように短期滞在を除く外国人を分母として検挙率を算出することは、外国人による犯罪の実態を過大に見せる効果が生じる。このような数値が今後独り歩きした場合には、人々の不安や偏見が不当に助長されるおそれが高い。

しかしながら、これまで見てきたとおり、実際には、日本で働く外国人労働者が日本の社会保障に不当にただ乗りしているという事実ではなく、むしろ日本社会の支え手として貢献している。また、外国人労働者の増加割合と比して外国人による犯罪が増加しているという事実もない。私たちはこれらの事実を正確に認識する必要がある。

日本は既に人口減少社会に突入しており、なかでも生産年齢人口の減少ペースが早いと推計されているため(▲60万人、▲1%／年)(図表9)、人手不足をはじめとした経済活動への影響が懸念されている。今後の日本社会の将来像を考えるにあたり、外国人労働者の受け入れをどうするかということも含めて国民的な議論を行い、明確な方向性を定めることはまつたなしの状況にある。

私たちは今、正確なデータに基づき実態を正しく理解した上で、外国人労働者の受け入れに関する冷静な議論を行うことが強く求められている。

図表9 日本の将来推計人口(2023年推計値)



出所:厚生労働省「人口減少社会への対応と人手不足の下での企業の人材確保に向けて」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001182285.pdf>)2頁。

-
- 1 住民基本台帳に基づく日本人住民数（2025年1月1日現在）と法務省「在留外国人統計」における総在留外国人数（2024年末現在）との合計（図表8の人数欄参照）。なお、住民基本台帳に基づく外国住民数は、あくまでも住民票に記載のある外国人数となり、短期滞在者や不法滞在者が含まれず人員数が過小となることから試算に当たって住民基本台帳に記載されている外国人住民数は用いないこととした。
 - 2 法務省「在留外国人統計」における総在留外国人数（観光目的で一時的に日本に滞在していた人を含む。2024年末現在）（図表8の人数欄参照）。
 - 3 総在留外国人数をA1、不法滞在者等の人数をA2、日本人住民数をBとした場合、住民に占める外国人割合 $(A1/(A1+B))$ と不法滞在者を加味した外国人割合 $((A1+A2)/(A1+A2+B))$ とを比較すると、 $A2>0$ 、 $B>0$ の条件下では、後者は常に前者よりも大きくなる。
 - 4 外国人による刑法犯検挙人員には不法滞在者を含め在留資格が不明な者が含まれていることから、刑法犯検挙率を正しく試算するには分母に不法滞在者を含む在留資格が不明な者も含める必要があるが、これらの者の人数は不明であるためここではこれらの者の人数を分母に含めずに刑法犯検挙率を試算せざるをえない。このため、実際の外国人による刑法犯検挙率は図表8における試算結果よりも低くなる。
 - 5 2025年11月20日の参議院内閣委員会における大津力議員からの質問への答弁。

（連合総研主任研究員 千谷 真美子）